

内閣総理大臣 安倍晋三 様  
文部科学大臣 萩生田光一 様  
厚生労働大臣 加藤勝信 様  
内閣官房長官 菅 義偉 様  
内閣府特命担当大臣（経済財政政策） 西村康稔 様  
内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策、消費者及び食品安全、少子化対策、海洋政策） 衛藤晟一 様

## 新型コロナウイルス感染症影響下における、子どもの育ち・学びの保障に関する提言 ～「2020年春・緊急子どもアンケート」1,422件の回答より～

公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン

2020年5月3日

この度、セーブ・ザ・チルドレンの「[『子どもの声・気持ちをきかせてください！』2020年春・緊急子どもアンケート](#)」に寄せられた回答結果と子どもの権利条約をふまえ、下記7点の対応を日本政府に求めます<sup>1</sup>。

### 1. あらゆる状況にいる子どもたちの意見を聴き、新型コロナウイルス感染症対策などに最大限反映してください

（子どもの権利条約：第3条 子どもの最善の利益、第12条 子どもの意見尊重）

子どもたちからは、意見尊重の必要性が表明され、支援者からはより困難な状況におかれる子どもたちの声に耳を傾けることの重要性が指摘されました。子どもたちは社会の当事者であり、子どもに影響を及ぼす社会的事柄のすべてについて意見を聴かれ、正當に重視される権利を持っています。

子どもの権利条約の締約国として、日本政府には、感染症対策においても、より困難な状況にある子どもたちを含めたあらゆる状況にいる子どもたちの意見が聴かれるよう対応を求めます。自治体や学校などにおける子どもの意見表明の機会を国として支援するほか、子どもたちからの国に対する要望などを重視し、政策や支援策などに最大限に反映することを要望します。

### 2. 子どもたちに向けて、適切な情報提供とメッセージの発信をおこなってください

（子どもの権利条約：第13条 表現・情報の自由、第17条 適切な情報へのアクセス）

<sup>1</sup> 新型コロナウイルス感染症対策において、国連も各国政府に対し多くの声明等を発出しています。  
「Covid-19との闘いにおいて人権アプローチに則るよう呼びかける国連人権条約機関の共同声明」（2020年3月24日）  
国連子どもの権利委員会「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に関する声明」（2020年4月8日）。

子どもたちは、自分たちの理解度やコミュニケーション方法に合わせた正確な情報提供を求めており、その内容は新型コロナウイルス感染症に関する基礎知識、政府による対策の根拠・効果、今後の見通しなど多岐にわたります。また、子どもたちに向けた、政策決定者のメッセージも求めています。情報提供に関しては、外国にルーツのある子どもたちへの配慮も支援者から指摘されました。

発達段階ごとの子どもの理解度に合わせて、多様な言語やコミュニケーション方法を用いて、子どもたちに向けたわかりやすく信頼性の高い情報提供とメッセージの発信をおこなうことを求めます。

### 3. すべての子どもの多様な育ち・学びを保障し、子ども同士の格差をうまない対策を進めてください

(子どもの権利条約：第2条 差別の禁止、第6条 生命の権利、生存・発達の確保、第23条 障害のある子どもの権利、第26条 社会保障への権利、第27条 生活水準への権利、第28条 教育への権利、第30条 少数者・先住民の子どもの権利、第31条 休息・余暇、遊び、文化的・芸術的生活への参加)

感染症拡大や休校が続くなかで、子どもたちの過ごし方や学習状況は、家族の状況、居住環境、近隣に住む友だちの有無、家庭内外の資源、居住地・学校の対応などにより、大きく異なることがわかりました。政府による家庭学習やオンライン教育が推奨されるなか、経済状況をはじめさまざまな事情により、それらにアクセスできていない・していない子どもたちが一定数いると推察されます。加えて、平常時から学校に行けない子どもたち、自然災害の被災地で暮らす子どもたちからの意見もありました。

感染症の影響下においても、すべての子どもたちの成長や教育機会を十分に保障し、子ども同士の格差を生じさせないよう、国として最大限の支援を求めます。その一環として、多様な学習リソースの確保・提供、既存の公的支援制度の弾力的運用・拡充を推進してください。支援策においては、子どもや家族の経済的事業、家族構成、就学・修学状況、保護状況、疾病、障害、国籍、出身地、使用言語、民族的・社会的出身、日本国内における法的地位、法への抵触、またはその他の事情にかかわらず、いかなる差別もなしに、すべての子どもを対象とすることを求めます。

### 4. 学校再開に際しては、各学校現場の取り組みに合わせて国の支援をおこなってください

(子どもの権利条約：第28条 教育への権利、第29条 教育の目的)

子どもたちからは、休校措置により日常生活を送れていないこと、学力や体力の低下、生活習慣の乱れなどへの懸念が示されたほか、その状態から学校生活へ戻るのに際し、「本格再開の前に1日登校日を設けること」、「前年度の復習をおこなうこと」、「なくなった卒業式などの代替機会を確保すること」などの具体策があげられました。

各地の学校現場が子どもたちのニーズを反映しながら学校を再開できるよう、国として財政的・人的・技術的支援をおこなうこと、またその実施予定や詳細の通知などにおいて十分周知することを求めます。

## 5. 子どものこころのケアに配慮した中長期的な取り組みを国として支援してください

(子どもの権利条約：第6条 生命への権利・生存・発達の確保、第13条 適切な情報へのアクセス、第24条 健康・医療への権利、第39条 犠牲になった子どもの心身の回復と社会復帰)

アンケートでは、自分や家族、友だちなどの感染への心配や不安、社会活動の参加が制限されることによる二次的な影響に対する声が多くありました。子どもの認知発達段階ごとの状況の受け止め方、ストレス反応や行動について、養育者やクラス担任など身近にいる大人が知り、変化に気づき、子どもが相談しやすい環境づくりや話を聴くこと、そして深刻なケースは早期にこころの専門家へつなぐことを意識的に行っていくことが大切です。

学校現場において、感染予防教育に加え、落ち着くためのリラクセス法や相談先の紹介などの健康的なストレス対処法の教育を行うなど、学校再開時だけではなく、中長期的な子どものこころのサポートを視野に入れた取り組みが行われるよう、国として必要な支援を講じることを求めます。

## 6. 休校要請など国の感染症対策による、子どもに対するインパクト調査・評価をおこなってください

(子どもの権利条約：第4条 締約国の実施義務)

感染症の拡がりや各種の対応策が子どもたちにもたらす影響について、本アンケートでは子どもたちからの回答を通じて現状の把握を試みましたが、その全容は見えていません。

今後の対策に活かすため、子どもや家庭、子どもたちが過ごす場へのインパクト調査・評価を国として早急に実施することを求めます。特に、子どもの育ちや学びが阻害されていないか、安全な環境で過ごせているか、経済的な負の影響を受けていないか、特定のグループの子どもたちが支援・教育から排除されていないかなどの、実態を把握することが重要です。また、自治体や学校などが独自に同様の調査を実施する場合は、それに伴う予算を国が遡及して確保するなど柔軟な対応策を求めます。

## 7. 差別を助長しない取り組み、メッセージの発信を推進してください

(子どもの権利条約：第2条 差別の禁止)

子どもたちや支援者からは、人間関係や支援対象から外れることに対する不安の声もありました。国の政策において、差別や偏見が助長されるような状況が生じた場合、子どもの育ちや学びにおける影響は計り知れません。差別や偏見を助長する言動や方針は、いかなる場合でも許容しないとの姿勢を政府が明確に示すことが極めて重要です。

政府は、各種の感染症対策が特定の国・地域やそこにルーツ・つながりを持つ人、り患した人やその家族、医療・運送・小売り業など特定の業種に関わる人やその家族、そして子どもを含む特定の年齢層などに対する差別・偏見を助長することのないよう担保してください。また、政府関係者の言動においても一貫して、これらの差別・偏見を許容しないとのメッセージを発信してください。